

流山ぐりーんバス高齢者割引制度実施要領

（目的）

第1条 この制度は、高齢者の移動手段の確保と流山ぐりーんバス路線（以下「路線」という。）の利用促進を図るため、市が指定する路線を利用する高齢者に対して運賃の割引を行い、もって、高齢者福祉の向上に資することを目的とする。

（割引対象者）

第2条 この制度の割引対象者は、年齢満75歳以上の流山市在住者（以下「高齢者」という。）とする。

（割引対象路線）

第3条 この制度による割引の対象となる路線は、流山ぐりーんバスとして運行している路線とする。

（割引の方法）

第4条 高齢者は、運賃の割引を受けようとするときは、バス乗務員に対し、後期高齢者医療被保険者証又は流山ぐりーんバス高齢者割引証（別記様式第1号。以下「割引証」という。）を提示し、所定の運賃の半額を支払うものとする。

2 ただし、前項の後期高齢者医療被保険者証提示による割引は、令和7年7月31日までとする。

3 割引の際に生じる端数については、現金払いの場合、10円未満切り上げ、ICカード払いの場合、1円未満切り上げとする。

4 乗り継ぎ券と併用する場合については、現金払い運賃から100円引きした後、高齢者割引を適用とする。

（割引証）

第5条 市は、高齢者において、利用登録申請のあった者に対し、割引証を交付するものとする。

2 割引を受けようとする高齢者は、利用者登録申請書兼同意書（別記様式第2号）に氏名、生年月日、住所、及び電話番号を記載し、

身分を証する書類の写しを添えて市に申請し、利用者登録を受けなければならない。

3 市は、割引証を交付したときは、高齢者割引証交付簿（別記様式第3号）に記載するものとする。

4 第2項の身分を証する書類は、運転免許証、運転経歴証明書、マイナンバーカード、住民基本台帳カード、パスポート、在留カード、後期高齢者医療被保険者証、資格確認書、住民票、年金手帳、介護保険被保険者証、生活保護者証のいずれかとする。身分を証する書類に記載している住所に異動が生じている場合は、異動後の住所が分かる書類の写しを添えなければならない。

（割引証の取り扱い）

第6条 割引証の取り扱いについては、次の各号に定めるところによる。

（1）利用者登録を受けた対象者（以下「登録者」という。）は、割引証を紛失し、若しくは損傷したときは、速やかにその旨を市長に届け出て、再交付を受けるものとする。また、紛失等に係る割引証は、割引証の再交付があったときは、無効とする。

（2）登録者は、割引証を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

（3）割引証が登録者本人以外の者によって使用され損害が生じたときは、その責めは、登録者本人に帰するものとする。

（4）登録者は、第2条に規定する割引対象者でなくなったときは、割引証を返還するものとする。

（変更の届出）

第7条 登録者は、利用者登録申請書の記載事項に異動が生じたときは速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

（バス事業者への補填）

第8条 第4条により発生する差額分については、「流山ぐりーんバス運行事業計画」に定める運行経費として、運行にかかる費用に対し運賃等の収入が不足し差額が生じた場合、市はバス事業者へ差額分を補填するものとする。

(割引制度利用状況の報告)

第 9 条 バス事業者は、毎月の割引制度の利用状況を適切に管理するとともに、「流山ぐりーんバス運行に関する協定書」第 8 条に基づき、翌月の 10 日までに流山市に報告するものとする。

(その他)

第 10 条 この要領に定めるもののほか、この事業に実施に関し必要な事項は市長が別に定める。

附則

本要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

本要領は、令和 5 年 1 月 16 日から施行する。

本要領は、令和 6 年 1 月 2 日から施行する。